

第18期

第39回

# 総会議事録

令和3年5月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年5月17日(月)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	出席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	出席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農地調整係主任】 遠 藤 千 秋

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時10分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

---

署名人

吉田 秀吉

---

署名人

遠藤 昭夫

---

事務局	<p>ただいまより、第39回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 今農家は田植えを休みなくやっている時期だと思います。 コロナも蔓延してなかなか収束しない世の中ですが、 我々は田んぼにいますのでそこまで心配ないとはいえ、 みなさん一人社長で従業員もおりませんので感染すると2週間 隔離されてしまいますので、かからないようお気を付けください。 今回もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 7番 吉田 秀吉 委員 15番 遠藤 昭夫 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号別紙15番、中央地区を熱海地区に訂正します。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による</p>

	<p>許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、子への一括贈与です。</p> <p>受け人は以前農業開始をした者で、ブルーベリーを耕作しています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に2番と3番の2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず2番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の息子への一括贈与です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の弟への贈与です。</p>

	<p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に4番と5番の 2件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>4番と5番の2件について調査の結果をご報告いたします。 まず4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業廃止、相手方要望です。</p> <p>以前より遊休農地と違法建築で問題になっていましたが、受け人が 農地取得金額と同額で建物を解体して立木も伐採しました。 受け人とその妻が農作業に従事します。</p> <p>次に5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人とその妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番と5番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の2件について許可と決します。</p> <p>次に6番から11番までの6件について付議いたします。伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>6番から11番までの6件について調査の結果をご報告いたします。まず6番から9番ですが、受け人が同一のためまとめて報告します。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、知人への贈与です。申請地は水田として管理されております。本人と両親が農作業に従事します。</p> <p>次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。申請地は畑として管理されております。農作業は本人と妻が行います。</p> <p>次に11番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。申請地は水田として管理されております。農作業は本人と妻が行います。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番から11番までの 6件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番から11番までの 6件について          許可と決めます。</p> <p>次に、12番から16番までの 5件について付議いたします。          事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>12番から16番までの5件について、調査の結果を報告いたします。          まず12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、          記載のとおりです。          申請の事由は、14番との交換です。          受け人と娘が農作業に従事します。</p> <p>次に13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、          記載のとおりです。          申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。          受け人と妻、子供3人が農作業に従事します。</p> <p>次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、          記載のとおりです。          申請の事由は、12番との交換です。          受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>次に15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、</p>



	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、代替地取得です。 受け人と息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>12番から16番までの 5件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、12番から16番までの 5件について 許可と決します。</p> <p>次に17番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>17番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 4月29日に現地調査を行いました。 受け人たちは共同で農作業を行っており、 新たに取得する農地についても耕作を約束しております。 特段の支障はありません。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>17番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、17番 1件について  許可と決します。</p> <p>次に18番と19番の2件について、付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>18番と19番の 2件について、調査の結果を報告いたします。  まず18番ですが、貸し人、借り人及び土地の表示は、  記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  借り人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  記載のとおりです。  申請の事由は、高齢化、経営拡大です。  受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	18番と19番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、18番と19番の 2件について 許可と決します。  次に20番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	20番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 渡し人は富久山町在住ですが、以前田村町に居住していたもので、 今は引っ越して空き家になっており、 また農地も他人に任せているとのこと。 受け人は令和2年3月に農業開始し、 逢瀬町のほうで畑を耕作しており、今回経営規模を広げるものです。  この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	20番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、20番 1件について 許可と決します。

	<p>次に21番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>21番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 渡し人は相続で農地を取得しましたが 他に農地も所有しておらず耕作の意思もないことから 知人である受け人に相談して今回の申請に至りました。 東部土地改良区域であり、今後も農地として活用するとのことです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>21番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、21番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に22番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>22番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、原野との交換です。 譲受人は今小原田に住んでいますが、出身は田村町川曲です。</p>

	<p>この農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>22番 1件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、22番 1件について          許可と決します。</p> <p>次に23番と24番の2件について、付議いたします。          事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>23番と24番の 2件について、調査の結果を報告いたします。          まず23番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、          記載のとおりです。          申請の事由は、原野との交換です。          受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に24番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、          記載のとおりです。          申請の事由は、同一世帯の娘への贈与です。          受け人と夫、両親、子供3人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	23番と24番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、23番と24番の 2件について 許可と決します。  次に25番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	25番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 5月5日に現地調査を行いました。 取得後は野菜を栽培します。 本人と妻、両親で農作業を行います。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	25番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、25番 1件について 許可と決します。  以上で、議案第1号を終わります。

	<p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は分家住宅の建築です。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>申請人は親子の関係です。</p> <p>受け人は現在アパートに居住していますが、子供の成長で手狭になったことから今回の申請に至りました。</p> <p>以上1番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は一般住宅の建築です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 申請人は親子の関係です。 使用借人は子供の成長に伴い 住宅が手狭になり住宅を建築するものです。</p> <p>以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2農地2-1-(1)-カで 農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、</p>



	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 地上権設定者、被設定者及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は太陽光発電設備の設置です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 4月28日に事務局員と現地調査を行いました。 近隣に住宅地、小学校がありますが、近所の方々からは了解を得た上で事業を行っているとのことでした。 ほぼ耕作放棄地の状態でしたので、 業者が整地したうえで今回の申請に至りました。</p> <p>以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、 軌道の停車場又は船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場 (これらの支所を含む。)並びにこれらに掲げる施設に 類する施設の周囲おおむね500m以内の区域にある 公共施設近距離農地です。</p> <p>申請地は日和田行政センターから500m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが</p>

	<p>農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は太陽光発電設備の設置です。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p> <p>送電線の張替えに伴う資材置場、ヘリポート等の転用になります。</p> <p>4月30日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>北側は道路、南側は山林です。</p> <p>周辺の他農地の営農に支障はありません。</p> <p>農地復元についても確約されております。</p> <p>以上4番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  
農地区分は、農用地 2-1-(1)-ア- (ア) で  
農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める  
農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき  
土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

許可基準は 2-1-(1)-ア- (イ)-c で、  
仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために  
行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで  
当該農地を供することが必要であると認められること、かつ、  
農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の  
規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に  
支障がないと認められる一時転用事業です。

その他の事項については、記載のとおりです。  
以上補足説明といたします。

議長 ただいまの報告について、  
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 4 番 1 件について、  
許可相当と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、4 番 1 件について、  
許可相当と決めます。

なおこの件につきましては、転用面積が  
30 a を超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の  
意見を聴くことにします。

以上で、議案第 2 号を終わります。

次に、議案第 3 号「郡山市農用地利用集積計画の  
決定について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく  
農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、  
この適否についてお諮りいたします。

1 番から 11 番までの 11 件について付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>1番から11番までの 11件の農用地利用集積計画につきましては、 利用権設定7件、所有権移転4件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番から11番までの 11件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番から11番までの 11件について、承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「農地等の買受適格証明願いに関する 処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 申出人および土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、耕作です。 4月29日に現地を調査しました。 願出人は現在夫とともに農作業を行っております。 農機具の所有数が少ないですが、機械作業は委託しているそうです。 買受できた場合の耕作、適正な管理についても確約されています。 以上のことから、 1番 1件については買受適格であると判断されます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	1番 1件について、 適格と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 適格と決します。 以上で、議案第4号を終わります。  続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。
吉田 秀吉 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 4月22日に現地を確認し本人と話をしました。 現地は杉が生い茂り、かなりの大木になっていました。 昭和40年頃から杉が植えられていたようで、 農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決します。  次に2番と3番の 2件について 付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	2番と3番の2件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。

	<p>4月21日に現地を確認し本人と話をしました。  現地は雑木が生い茂ってしまっていて  農地への復元は困難です。  周辺の農地の営農への支障も無く、  農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。  申請目的は地目変更のためです。  4月21日に現地を確認し本人と話をしました。  現地は山林化しており農地への復元は困難です。  周辺の農地の営農への支障も無く、  農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番と3番の 2件について、  非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、  非農地と決めます。  以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>次に議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項  第5号の規定による別段の面積の指定について」を議題といたします。  1番 1件について付議いたします。  これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
佐久間職代	<p>議長交代いたしました。  新田 幾男委員の調査報告を求めます。</p>
新田 幾男 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。  申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。  住宅には申請人の兄夫婦が住んでいましたが、  兄が他界し、また兄の妻が施設に入っていることから  申請人を養子にして世話をしてもらっているそうです。  リフォームもされた住宅ですが、現在は空き家になっております。</p>

	<p>申請人は以前は農家でしたが、工業団地ができた際に土地を売却してしまったために農家を辞めて現在に至っております。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱第5条各号の事項をすべて満たしているため、別段の面積を適用することは相当と考えます。</p>
佐久間職代	<p>ただいまの報告についてご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
佐久間職代	<p>1番 1件について、別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
佐久間職代	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番と2番の 2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から21番までの 21件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</p> <p>次のとおり1番から4番までの 4件について通知書の提出があったので報告する。</p>

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「相続税の納税猶予に関する  
適格証明書について」

次のとおり1番 1件について  
農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の  
証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。  
報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「受理通知書の取消しについて」

次のとおり1番 1件について  
農地の共有者から撤回願出の提出があり、適当と認め、  
取り消したので報告する。  
報告第5号を終わります。

ただいまの 第1号から第5号までの報告について  
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。  
その他ございませんか。

事務局

堀井委員作成の資料を配布しました。  
説明は堀井委員からお願いいたします。

堀井 潔  
委員

定期総会の時にも少しお話ししましたが、  
以前の意見の提出の回答につきまして私の意見をまとめさせて  
いただきましたので配布いたしました。  
意見書自体は関係行政機関のほうに提出しないといけないとのことで  
市長あてに提出したのですが、回答について  
回答書は配布されましたが説明が無いとのことで、  
これは行政機関が意見を考慮しなくてはならないとなっているので  
回答をする必要があると思うので意見として今回提出しました。  
昨年についてはコロナの関係で総会そのものがなく  
配布のみでしたが、今年については中央のほうで農政に対する  
認識もかなり変わっていている流れを考えれば政府が農地の賃貸を  
中間管理機構に一本化する方針であったり人農地プランについても



	<p>法制化するとのことですので、郡山市で今55プランで残り200ほどあるのも法制化されればますます進めないといけなくなるわけですので、我々の地域農業の発展のため、政策を立案、実施する市の農林部と情報共有して意見共有することは一層強化していくべきではないかと思えます。</p> <p>そういう意味で我々は昨年まとめた意見については、共通の認識を持つためにも回答を議案にして市のほうからしっかり説明してもらったほうが良いのではないかと思えます。</p>
議長	ただいまの堀井委員の意見についてご意見はございますか。
中尾 一明 委員	ただいまの意見につきまして、先般5月6日の総会の席でもあったわけですが、私も帰ってから市の回答書に目を通しまして、農林部の説明としては分かりやすく書かれた回答書であり、不明点は農林部に質問すれば回答してもらえる、とのことでもありますので改めて口頭での説明が必要な性質のものではないかと思われます。
細山 文昭 委員	<p>農林部のほうも忙しい中十分まとまった回答だと思えますし、文書として出したほうが後日読み返すこともできますし、問題はないかと思えます。</p> <p>国のほうでいろいろ変わっているとお話でもありますが、国の言うことを聞かないといけないのが今の農家の現状である以上、それについて農林部からいろいろ伝えていただきたいと思っております。</p> <p>意見交換については個別で行ったほうが便利であるので今の形のままでよいかと思われます。</p>
議長	それでは、意見の提出につきましては以前の定期総会での回答をもって回答とすることよろしいでしょうか。
	(賛成多数)
議長	なお、農林部との意見交換につきましては農閑期である11月12月に農林部との意見交換会として新しく行っていくものを検討しようと思えます。
事務局	アンケートですが、来年度予算で市議会議員のように農業委員、農地利用最適化推進委員一人一台のタブレットを配布する予算要求を行うので、

	<p>アンケートにご協力ください。</p> <p>オンライン会議や地図情報の活用、事務局からの情報提供、補助事業の条件等についても活用できる見込みとなります。</p> <p>その他必要なシステム、機能等につきましてもご要望があればお知らせください。</p> <p>また、県中農林事務所より税の優遇制度について情報提供がありましたので、配布しております。後でご確認ください。</p>
事務局	<p>5月31日月曜日に農業法人連絡会の設立総会を開催します。</p> <p>総会終了後に設立記念講演会をおこないますので、皆様ぜひご参加ください。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第39回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第39回総会（令和3年5月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

25件で、田 53, 535㎡ 畑 18, 852.53㎡ でした。

第5条 農地転用は

4件で、分家住宅1件、一般住宅1件、太陽光発電設備1件、ヘリポート1件 でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、買受適格証明、空き家に付随した農地にかかる別段面積の指定についてがありました。